

広島県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市焼山町、同市押込町、同市苗代町及び同市押込西平町地内		
	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の表示	区域の表示
	土砂流	土砂流
	次の図のとおり	次の図のとおり
榎原川支川（六四二七 a）	土砂流	土砂流
榎原川支川（六四二七 b）	土砂流	土砂流
榎原川支川（六四二七 c）	土砂流	土砂流
榎原川支川（六四二八）	土砂流	土砂流
小田川左支（六四三八）	土砂流	土砂流
鎌ヶ原川右支（六四三九）	土砂流	土砂流
鎌ヶ原川右支（六四四〇）	土砂流	土砂流
鎌ヶ原川右支（六四四一）	土砂流	土砂流
鎌ヶ原川右支（六四四二）	土砂流	土砂流
	区域の表示	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項

二河川支川 (九 a)	土石流	次の図のとおり	二河川支川 (九 a)	土石流	次の図のとおり
二河川支川 (九 b)	土石流	次の図のとおり	二河川支川 (九 b)	土石流	次の図のとおり
二河川支川 (九 c)	土石流	次の図のとおり	二河川支川 (九 c)	土石流	次の図のとおり
二河川支川 (九 d)	土石流	次の図のとおり	二河川支川 (九 d)	土石流	次の図のとおり
西小屋川 (八 b)	土石流	次の図のとおり	西小屋川 (八 b)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。